

藤崎町しごとづくりサポート事業補助金（経営改善タイプ）

経営改善に取り組む中小企業者を応援します！

現状の経営に課題を抱え、経営改善に取り組む町内中小企業者へ、経営改善に係る経費の一部を補助します。

※中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2項第1項に掲げる中小企業者をいう。

補助対象事業

支援機関（公益財団法人21あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点、藤崎町商工会）に助言・精査された事業であり、かつ、補助対象年度の年度内までに町内事業所において実施、完了が見込まれる事業のうち、次のいずれかに該当する事業が対象です。

- ① 経営改善により、売上げ回復が見込まれる事業
- ② 新商品や新サービスの開発、既存商品や既存サービスの改良等により、経営改善が見込まれる事業

※支援機関への相談については、毎月開催している「出張相談会」をご活用ください。



出張相談会

補助対象者

次に掲げる全ての要件を満たす方が対象です。

- ① 町内に本社又は事業所を置く中小企業者であること。
- ② 現に事業を営んでおり、かつ、今後3年以上事業を営む予定であること。
- ③ 藤崎町商工会に加入している者又は補助事業の完了の日までに加入する者であること。
- ④ 町税の滞納がないこと。
- ⑤ 事業完了の翌年度から原則3年間、事業に係る成果報告を行うこと。

※補助対象者とならない場合がありますので、補助金交付要綱をご確認ください。

補助対象経費

補助対象経費（消費税は含まない。）は、次のとおりです。

経費区分	内容
広告宣伝費	宣伝広告に要する経費
印刷製本費	チラシ、パンフレット、カタログ等の制作に要する経費
報償費	外部専門家、アドバイザーに対する謝金
委託費	市場動向等調査費、デザイン、web ページ作成等外部に委託する経費
備品購入費・リース料	取組事業を行うために必要な設備、機械器具、什器備品等に要する経費等（補助対象経費の50%以内とする。）
工事請負費	取組事業を行うために必要な店舗・施設の改装・改修工事（建物及び建物附帯設備の修繕は除く）に要する経費等

補助金額

補助対象経費に2分の1を乗じた金額とし、補助限度額は20万円です。

申請手続

申請書類等に必要書類を添えて経営戦略課企画調整係へ提出してください。
※補助金交付要綱、各種様式は町ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先

〒038-3803 藤崎町大字西豊田一丁目1番地
藤崎町役場 経営戦略課企画調整係
TEL：0172-88-8258（直通）



ダウンロードはこちら